

## 第4章 地域福祉計画の展開

## 第4章 地域福祉計画の展開

### 【目指す姿1 すみなれた地域で】

#### ◇基本方針1 わかりやすい情報の共有

地域福祉の一層の進展に向けて、必要な方に適切にわかりやすく情報が伝えられるよう、市や地域活動団体、関係機関は協働・連携し、情報の発信及び共有体制の整備を推進します。

#### 【施策の展開】1 福祉課題の分析とニーズの把握

より適切な地域福祉活動を推進していくためには、地域における福祉課題・ニーズを的確に把握する必要があります。地域団体・組織は、様々な活動をとおして地域課題を把握するとともに、行政や社会福祉協議会は、その活動を支援し、地域ニーズの共有を図ります。

地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の行事や活動を通じて、住民の福祉ニーズの把握に努めます。</li> <li>○地域の問題や課題を地域で議論するなど、情報の共有に努めます。</li> <li>○民生委員児童委員は地域の課題を把握し、関係機関・施設・団体などに支援を求めます。</li> </ul>
市の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域住民や社会福祉協議会、民生委員児童委員、地域包括支援センター、福祉サービス提供事業者などとの連携を強化し、地域の福祉課題の分析とニーズの把握に努めます。</li> </ul>

#### 【施策の展開】2 市の窓口、社会福祉協議会、地域包括支援センターなど、専門機関からの適切な情報提供の充実

地域の福祉課題を把握し、解決に向けた活動を実践していくためには、日頃より関係する情報の収集に努めることが必要です。行政においては関係機関との連携のもと、より適切な情報の提供に努めます。

地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市の広報やホームページ、回覧板などに日頃から目を通すなど、市や関係機関の情報を確認し、積極的に活用します。</li> <li>○民生委員児童委員、地域包括支援センター、ボランティアセンター、NPO法人などは、支援や福祉サービスを必要とする人に対して、わかりやすく情報を伝達できるように努めます。</li> </ul>
-------	--

市 の 役 割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域福祉の考え方や活動のあり方について、広く市民に周知を図るため、広報誌やホームページを活用するとともに、伝わりやすい効果的な広報を検討します。</li> <li>○広報やホームページなどを活用し、民生委員児童委員、地域包括支援センター、子育て支援センター、子育て相談センター、社会福祉協議会、ボランティアセンター、NPO 法人、専門機関などの活動に関する情報の提供に努めます。</li> </ul>
---------	--

### 【施策の展開】3 講座等の充実と活用

地域における福祉課題の解決の一助となるよう、講演会や講座の充実など、より適切な情報の提供に努めます。

地 域 の 役 割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○社会生活に必要な社会保障制度や福祉制度などを理解するために、出前講座などを活用し、地域で学習します。</li> <li>○住民主体による福祉に関する講座、体験学習、世代間交流会などを開催します。</li> </ul>
市 の 役 割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の福祉課題を考慮して、講演会やイベントなどを開催します。</li> <li>○社会福祉協議会は、地域の身近な場所で、福祉講座を開催します。</li> <li>○市が実施する市民講座においては、福祉分野だけでなく消費生活など市民生活全般を対象として、内容の充実を図ります。</li> </ul>

## ◇基本方針 2 必要な方への適切な支援

全ての市民が住みなれた地域で生活していくために、必要な方への適切な支援が行えるよう連携・支援体制を整備します。

### 【施策の展開】1 暮らしにくさを感じる人を支援するための体制の強化

一人暮らし高齢者やひきこもり\*の方など、暮らしにくさを感じる方が地域の身近なところで暮らしている可能性があります。そのような方々を早期に見出し、行政や関係機関の協力のもと、適切な支援が行われるよう地域と関係機関・団体等の連携・支援体制を強化します。

また、ひきこもりなどの生活に対する不安を感じる方が無くなるよう、見守りや相談など地域活動の充実に向けた体制の強化を図ります。

※ひきこもり：仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態。

地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一人暮らし（日中一人暮らしを含む）高齢者や障がい者、子育てに悩んでいる人など、孤立する恐れのある人を地域で見守ります。</li> <li>○社会的孤立者の増加を防ぐため、地域社会への参加を促します。</li> </ul>
市の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○支援の対象によっては担当部署が異なることから、さらなる連携強化に取り組む適切な支援を行います。</li> <li>○福島県ひきこもり支援センターや民生委員児童委員など関係機関との連携を図り、ひきこもり等に対する支援体制を構築します。</li> <li>○地域包括ケアシステムの深化のための取り組みやコーディネーターの配置などにより、必要な方に適切な支援が行われるよう基盤整備をします。</li> </ul>

### 【施策の展開】2 生活困窮者等の自立のための支援の充実

所得が平均的な水準の半分以下の相対的貧困\*と呼ばれる層が 16.1%（厚生労働省：国民生活基礎調査（2012 年））に達しています。急に家族の介護が必要になり収入が減少する、といったように、誰もがこのような生活困窮状態に陥る可能性があります。この方々を最低生活補償の生活保護で救うのではなく、地域の一員として生活し、地域活動できる状況としていくために、相談及び就労支援など必要な支援を行います。

地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域内において、生活に困っている世帯を把握したときは、民生委員児童委員や市福祉事務所・相談員に相談するとともに、困窮状態に向かうことがないように見守っていきます。</li> <li>○民生委員児童委員、地域包括支援センター、福祉関係事業者などは、地域と連携し生活困窮者の把握に努め、助言や見守りを行います。</li> </ul>
-------	--

※相対的貧困：OECD（経済協力開発機構）では、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人数の平方根で割って算出）が全人口の中央値の半分未満の世帯員を相対的貧困者としている。

市の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○民生委員児童委員や地域包括支援センター、福祉関係事業者などとの連携を図り、生活困窮者の情報把握に努めます。</li> <li>○生活困窮者に対して適正な相談・保護を行うとともに、関係機関と対応策を検討し、被保護世帯の状況に応じて経済的・社会的・日常生活的自立に向けた支援を行います。</li> </ul>
------	--

### 【施策の展開】3 福祉サービス等提供による支援の充実

子どもや高齢者、障がい者などが、住みなれた地域で安心して暮らしていけるよう、福祉サービスを適切に利用するとともに、地域全体で安全・安心な暮らしを支える活動を支援します。

地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子育て家庭や高齢者、障がい者が、地域で暮らし続けるために、適切なサービスを利用します。</li> <li>○子どもや高齢者、障がい者を理解し、地域で見守ります。</li> <li>○困っている人を見かけたら、声をかけ、手を差し伸べます。</li> </ul>
市の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○必要な支援が受けられるよう、福祉サービスを提供します。</li> <li>○サービスの提供や地域活動の支援にあたっては、人の生命・身体を保護するために、個人情報の適切な活用に努めます。</li> </ul>

### ◇基本方針3 身近な相談体制の構築

個人や家庭、地域の悩みごとや課題を解決するための第一歩は、相談から始まります。「どこに相談すればよいかわからない」、「相談相手がいない」といったことで問題を重症化させることがないように、明確な相談体制を構築します。

#### 【施策の展開】1 相談機能の分担と連携強化

市民の福祉に関する様々な悩み・相談に対して適切に対応するため、総合窓口を設置し相談しやすい体制を確保するとともに、関係機関との連携のもと相談員の専門性の向上を図り、専門的な相談にも対応できるよう相談体制を整備します。

地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日常的なサービスに関する相談窓口については、日頃から確認しておきます。</li> <li>○子どもや障がい者、高齢者などの福祉団体は、蓄積している知識を糧として、親身に相談を受けるとともに適正な助言を行います。</li> </ul>
市の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「健幸総合福祉センター（仮称）」内にすべての相談に対応できる「総合窓口」を設置し、ワンストップ相談が可能となるよう取り組みを進めます。</li> <li>○専門的な相談にも対応できるよう、相談員の資質の向上を図るとともに、関係機関との連携を強化します。</li> <li>○窓口での相談対応以外にも、電話やメール、訪問相談対応など、相談者が希望する形態での相談受付に対応します。</li> </ul>

#### 【施策の展開】2 地域における身近な相談体制の充実

市民の誰もが容易に相談できるよう、地域における身近な相談体制の充実を図ります。

地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○民生委員児童委員や地域包括支援センターが、地域の最も身近な相談相手であることを理解します。</li> <li>○民生委員児童委員や地域包括支援センターは、地域自治組織や活動団体と常に連携を取り、地域住民の相談に的確に対応します。</li> </ul>
市の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○民生委員児童委員が地域の最も身近な相談相手として活動していることを、市民に対して周知を図ります。</li> <li>○広範囲にわたる福祉相談に対応する民生委員児童委員の資質向上を図るため、活動の連絡・調整や、方部ごとの研修会及び全体研修会を開催します。</li> <li>○親身で安心できる相談窓口をモットーに総合支所窓口の資質の向上に努め、地域の拠点としての相談体制の整備を図ります。</li> </ul>

---

### 【施策の展開】3 関係機関・団体等との連携によるスムーズな支援への移行

相談受付を行った案件については、的確かつ迅速に支援に移行できるよう、関係機関との連携のもと検討・支援体制を強化します。

地域の役割	○地域自治組織や民生委員児童委員、地域包括支援センター等が相談を受けた場合には、市に連絡し、適切な支援につなげます。
市の役割	○民生委員児童委員や地域包括支援センターが相談受付を行った地域の福祉課題は、総合支所を含む市の福祉担当及び関係機関との連携により、支援策や解決策を検討します。 ○多種多様な課題が重なる「多問題ケース」や「コアケース」については、市福祉担当職員を要とした「ケース検討会」や「地域ケア会議」を開催し、課題解決に向けた糸口を見出し、支援策の検討を進めます。

## ◇基本方針4 心のバリアフリー化の促進

地域福祉を推進するために、個々人の状況を理解し、お互いを思いやる心（お互いさま）を醸成する、学びの場・機会の充実を図ります。

### 【施策の展開】1 福祉共育の推進

地域の福祉活動の推進に向けて、思いやりの心、支え合いの重要性などについて、広報や講演会など様々な方法によって福祉共育の推進に努めます。

地域の役割	○講演会や出前講座、広報誌などを通して、地域福祉についての理解に努めます。
市の役割	○地域との懇談会や講演会、出前講座、広報活動等を通して、地域福祉の理解促進に向けた取り組みを行います。

### 【施策の展開】2 学校教育、社会教育（生涯学習講座等）における人権意識の啓発

高齢者への虐待が平成27年度に急増するなど、本市における大きな問題となっています。子どもや高齢者、障がい者など、全ての市民の人権が侵されることがないように、人権意識の啓発に取り組めます。

地域の役割	○認知症や障がいなどに対する正しい知識を身につけ、差別や虐待等をする事の無いよう学習します。
市の役割	○教育機関や社会福祉協議会等との連携により、人権意識を啓発します。 ○障がいを理由とする差別解消が図られるよう、市民への周知に努めます。

### 【施策の展開】3 正しい知識に基づく偏見や人権侵害の事例を解消していく継続的な取り組み

人権侵害に関する情報提供を継続実施し、予防と早期発見に努めるとともに、人権侵害を把握した場合には、確実・迅速に救済・保護等ができるよう、関係機関との連携を含めた体制の強化を図ります。

地域の役割	○日常生活自立支援事業や成年後見制度について学習します。 ○地域の中で権利擁護制度の研修会を開催し、制度の理解に努めます。
-------	--



	○虐待への気づき・見守りを行い、発見した際には行政との連携を図ります。
市の役割	<p>○育児・介護放棄や虐待防止に関する各種情報提供や啓発活動に努め、早期発見及び発生予防に取り組みます。</p> <p>○人権侵害を受けた、または受ける恐れのある児童・高齢者・障がい者などに対しては、相談窓口から個別の事業や関係機関へと确实・迅速につなぐことにより、市民の権利擁護や人権侵害からの救済・保護を行います。</p> <p>○関係機関・専門家などにより構成される高齢者虐待防止連絡協議会や伊達市要保護児童対策地域協議会において、虐待の発生予防や早期発見・早期解決、再発防止に取り組みます。</p>

## 【目指す姿2 みんなで支える】

### ◇基本方針1 地域活動の充実と参加の促進

日頃より顔の見える近隣関係・絆づくりに努めることで地域交流を活発化させ、より多くの地域住民の参加を得て地域福祉活動の一層の促進を図ります。

#### 【施策の展開】1 あいさつ運動など気軽に参加できる地域活動の充実

東日本大震災を経験し、日頃の近所付き合いが避難等活動に大いに関係していることを学びました。しかしながら、近所付き合いは年々希薄化する傾向にあります。

地域自治組織や活動組織の強化に向けて、地域内で顔の見える関係づくりの取り組みや、活動を理解してもらうための広報活動等を支援します。

地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○町内会などの地域活動団体は、地域活動についての広報を充実させるなど活動の周知に努めます。</li> <li>○地域住民は、町内会などの活動を理解し、活動団体への加入や地域の行事等に積極的に参加します。</li> </ul>
市の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市民に対し、町内会などの地域自治組織や地域活動の意義について啓発を行うとともに、地域活動への参加を呼びかけます。</li> <li>○地域自治組織が行う地域活動や広報活動に対し、より有効な支援方策を検討します。</li> </ul>

#### 【施策の展開】2 若い世代が参加しやすい地域自治組織等の柔軟な運営

小中学校行事など子ども関連の地域行事・活動は、若い世代の参加率が高い結果となっています。このような子ども関連の活動をとおして地域自治組織や活動団体との交流を深めるなど、若い世代が参加しやすい環境整備に取り組みます。

地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校等が取り組む地域との交流活動に協力します。</li> <li>○子ども会活動や祭りなどをきっかけとして、若い世代が参加しやすい地域自治組織の運営に努めます。</li> <li>○地域の行事や地域活動に参加しやすいよう、また、地域社会に融和し、活動の担い手となれるよう、地域行事や地域の組織体制を変革します。</li> </ul>
市の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○小中学校や幼稚園・保育園などでは、地域の参加・協力を得た学校運営・イベント開催等を推進します。</li> <li>○若者が地域活動やボランティア活動に参加しやすいような職場環境づくりに向けて、企業や事業所等に働きかけを行います。</li> </ul>

## ◇基本方針 2 地域全体で支える体制の強化

市や社会福祉協議会等との連携・支援により地域活動組織の充実を図り、地域課題の解決に向けた地域住民の自主的な活動の一層の促進を図ります。

### 【施策の展開】 1 社会福祉協議会と連携した地域活動活性化

社会福祉協議会は、福祉関係団体や地域と協力して、地域の福祉づくりを支援する重要な組織であり、これまでも、地区社会福祉協議会や福社会などと連携して、地域福祉の推進に取り組んでいます。地区社会福祉協議会や福社会等の組織化と活動活発化に向けた支援を行います。

地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地区社会福祉協議会を中心に、小地域福祉ネットワーク活動など、住民同士の助け合いによる福祉のまちづくりに取り組みます。なお、地区社会福祉協議会の設立がない地域では、その設立を推進します。</li> <li>○町内会などの地域自治組織を単位として、「サロン活動」に取り組みます。</li> </ul>
市の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地区社会福祉協議会や福社会等の活動を、市民が理解するよう広報活動を行います。</li> <li>○地区社会福祉協議会や福社会等の活動が充実するように、組織体制や財政基盤、活動拠点、事業活動に対して支援します。</li> <li>○地区社会福祉協議会や福社会等がない地域については、設立に向けて支援を行います。</li> </ul>

### 【施策の展開】 2 地域と行政の役割の検討

地域の福祉課題の解決に向けて、地域の自主的な取り組みがさらに充実するよう、行政及び社会福祉協議会は、その活動を支援します。

地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市民や地域自治組織、市内の各種団体、各事業所などは、地域の福祉向上に向けて、社会福祉協議会の役割と活動内容について学習します。</li> <li>○地区社会福祉協議会、福社会などの地域福祉団体は、社会福祉協議会を中心とした横断的な連携を図ります。</li> <li>○民生委員児童委員は、その活動を通じて、社会福祉協議会の活動内容について地域の住民に対する周知を図るとともに、その役割について認識が深まるように努めます。</li> </ul>
市の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○社会福祉協議会と協働で地域課題を早期に発見し、地域の活性化に向けた支援を行います。</li> <li>○条例及び要綱に基づき、社会福祉協議会や地域福祉団体の活動を推進するため、事業費等の一部を助成します。</li> </ul>

### ◇基本方針3 より安全・安心に暮らせる環境の整備

全ての市民が災害時や緊急時にも安心して地域で暮らせるよう、避難行動要支援者の個別支援計画の作成など、地域における支援活動の整備を促進します。

#### 【施策の展開】1 緊急・災害時支援の充実

災害に備えるとともに、災害時において地域住民が安全に避難し、円滑に助け合い活動ができるよう、日頃より緊急・災害時を想定した地域活動の取り組みを支援します。

<p>地域の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「自主防災組織」を組織し、防災に対する知識の習得に努めるとともに、災害時に確実に対応できるよう防災訓練を実施します。</li> <li>○災害時に支援が必要な人を把握し、安全に避難等ができるよう地域で役割分担を行い、要支援者の個別の支援計画を作成します。</li> <li>○災害ボランティアに積極的に参加します。</li> </ul>
<p>市の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市は防災訓練を行うとともに、関係機関の協力のもと、地域や自主防災組織が行う防災訓練などの活動を支援します。</li> <li>○災害時に迅速な救出活動などを行うため、避難行動要支援者の情報を平常時から関係機関で共有するとともに、個別支援計画の作成を支援します。</li> <li>○避難行動要支援者が、安心して避難生活を送られるよう「福祉避難所」の確保に努めます。</li> <li>○災害ボランティアの育成を図るとともに、災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を実施します。</li> </ul>

#### 【施策の展開】2 地域安全活動の取組推進

地域における犯罪や事故を防止し、安全で安心して暮らせる地域とするため、防犯に対する意識を高めるとともに、地域住民による自主的な防犯・安全活動の取り組みを支援します。

<p>地域の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○警察や消防署などの協力を得て、防犯等活動や事故、火災、犯罪防止に向けた情報を収集し、安全・安心な地域づくり活動に取り組みます。</li> <li>○児童生徒の安全・安心な登下校や、認知症高齢者の徘徊等を見守るため、見守りネットワークの充実や巡回パトロールの活動を推進します。</li> <li>○あいさつ運動などを通して地域に結びつきを強め、犯罪のない地域づくりを推進します。</li> </ul>
<p>市の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○警察や消防署などの関係機関との連携を強化し、地域における犯罪や事故防止に向けた取り組みを支援します。</li> <li>○民生委員児童委員等と連携し、家庭訪問時に防犯に対して周知します。</li> </ul>

## ◇基本方針4 ボランティア活動の活性化

市民の「お互いさま」の心を育て、その実践活動の場の一つとして、ボランティアを育成し、活動の活性化を図ります。

### 【施策の展開】1 ボランティアの育成と年代に応じた参加の促進

市民アンケートによると、ボランティアの経験は若い年代で高い結果となっています。個人の都合に合わせて参加できるボランティア活動は、就労中の世代にとっても参加しやすい地域活動の一つと考えられます。また、学校教育など学齢期におけるボランティア体験は、「お互いさま」の心を育てるとともに、今後のボランティア人材の育成にもつながります。年代に応じたボランティアの育成と参加の促進を図ります。

地域の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>○困っている人の手助けなど、日頃からちょっとしたボランティアを心掛けます。</li><li>○ボランティアセンターが開催するボランティア養成講座に参加し、ボランティアとしての基礎知識を身につけます。</li><li>○ボランティアセンターに登録し、積極的にボランティア活動に参加します。</li></ul>
市の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>○社会福祉協議会では、学齢期におけるボランティア活動を実感できる機会づくりや養成講座など、年代に応じたボランティアの育成と人材の発掘を行います。</li><li>○ボランティアコーディネーターはボランティアニーズを常に把握し、ボランティア活動をしたい人と求める人を効果的に結びつけます。</li><li>○ホームページやガイドブックなどを活用して、ボランティア団体や活動内容を広報し、ボランティア活動への参加を促します。</li></ul>

### 【施策の展開】2 ボランティア同士の情報交換・相互援助等による活性化の促進

現在、ボランティアセンターには41の団体がボランティア団体として登録されており、登録団体を対象としたリーダー研修などの取り組みを行っています。

ボランティア同士の交流や情報交換の場を提供し、ボランティア活動の充実や新たな団体の組織化を促進します。

地域の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>○ボランティアセンターを拠点として、ボランティア同士の交流を深め、ボランティア活動の充実を図ります。</li></ul>
市の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>○ボランティア同士の交流や情報交換の場としてボランティア交流会を開催するとともに、新たなニーズ等に対するボランティア団体の組織化とその育成を図ります。</li></ul>

